

【注の追加】

(追加)

注11 有床診療所療養病床入院基本料を算定する診療所である保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者については、有床診療所療養病床在宅復帰機能強化加算として、1日につき10点を所定点数に加算する。

第2節 入院基本料等加算

A200 総合入院体制加算（1日につき）

【項目の見直し】

- 1 総合入院体制加算 1
- 2 総合入院体制加算 2

240点  
120点

- 1 総合入院体制加算 1 240点
- 2 総合入院体制加算 2 180点
- 3 総合入院体制加算 3 120点

A205 救急医療管理加算（1日につき）

【点数の見直し】

- 1 救急医療管理加算 1
- 2 救急医療管理加算 2

800点  
400点

900点  
300点

A207-2 医師事務作業補助体制加算（入院初日）

【点数の見直し】

- 1 医師事務作業補助体制加算 1
- イ 15対1補助体制加算

860点

- 1 医師事務作業補助体制加算 1 870点

A 2 0 7 - 3 急性期看護補助体制加算（1日につき）

【注の見直し】

ロ	20対1 補助体制加算	648点
ハ	25対1 補助体制加算	520点
ニ	30対1 補助体制加算	435点
ホ	40対1 補助体制加算	350点
へ	50対1 補助体制加算	270点
ト	75対1 補助体制加算	190点
チ	100対1 補助体制加算	143点
2	(略)	

		658点
		530点
		445点
		355点
		275点
		195点
		148点
2	(略)	

注2 夜間における看護業務の補助の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該施設基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

イ 夜間25対1 急性期看護補助体制加算 35点

ロ 夜間50対1 急性期看護補助体制加算 25点

ハ 夜間100対1 急性期看護補助体制加算 15点

注2 夜間における看護業務の補助の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該施設基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

イ 夜間30対1 急性期看護補助体制加算 40点

ロ 夜間50対1 急性期看護補助体制加算 35点

ハ 夜間100対1 急性期看護補助体制加算 20点

【注の追加】

(追加)

注3 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に